



# 栃木県公報

令和3(2021)年  
12月28日(火)  
号外  
第67号

## 目次

### 規 則

○栃木県医師修学資金貸与条例施行規則の一部改正	1
○栃木県財務規則の一部改正	1

## 規 則

### 栃木県規則第57号

栃木県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月28日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県医師修学資金貸与条例施行規則（平成17年栃木県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（公的医療機関等）</p> <p><b>第2条</b> 条例第2条第6号に規定する公的医療機関に準ずるものとして規則で定めるものは、<u>次に掲げるものであって公的医療機関以外のもの</u></p> <p>_____とする。</p> <p>(1) <u>医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項に規定する地域医療支援病院（次号に掲げる病院を除く。）</u></p> <p>(2) <u>災害拠点病院又はへき地医療拠点病院として知事が指定する病院</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、知事が別に定める病院</u></p> <p>(4) <u>公衆衛生に関する事務を分掌する栃木県行政組織規程（昭和39年栃木県規則第27号）第3条に規定する本庁又は同規則第4条第1項に規定する出先機関</u></p>	<p>（公的医療機関等）</p> <p><b>第2条</b> 条例第2条第6号に規定する公的医療機関に準ずるものとして規則で定めるものは、<u>災害拠点病院又はへき地医療拠点病院として知事が指定する病院であって公的医療機関以外のものその他知事が別に定める病院</u>とする。</p>

#### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(医療政策課)

### 栃木県規則第58号

栃木県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月28日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県財務規則の一部を改正する規則

栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																															
<p>別表第5（第7条関係）</p> <p>1 会計局における決裁及び専決事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会計管理者 決裁事項</th> <th>会計管理課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 この規則に基づく次の事務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)～(3) 略</td> <td>(1)～(5) 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(6)～(8) 略</td> </tr> <tr> <td>3 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">2・3 略</td> </tr> </tbody> </table>		会計管理者 決裁事項	会計管理課長専決事項	1 略		2 この規則に基づく次の事務		(1)～(3) 略	(1)～(5) 略		(6)～(8) 略	3 略		2・3 略		<p><u>(指定代理納付者の指定)</u></p> <p><b>第52条の2</b> 課長又は公所の長は、<u>法第231条の2第6項の規定による指定代理納付者の指定をしようとするときは、会計管理者に協議しなければならない。</u></p> <p>2 課長又は公所の長は、<u>前項の指定をしたときは、その旨を県公報により告示しなければならない。</u></p> <p>別表第5（第7条関係）</p> <p>1 会計局における決裁及び専決事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会計管理者 決裁事項</th> <th>会計管理課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 この規則に基づく次の事務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)～(3) 略</td> <td>(1)～(5) 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(6) 指定代理納付者の指定の協議</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(7)～(9) 略</u></td> </tr> <tr> <td>3 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">2・3 略</td> </tr> </tbody> </table>		会計管理者 決裁事項	会計管理課長専決事項	1 略		2 この規則に基づく次の事務		(1)～(3) 略	(1)～(5) 略		<u>(6) 指定代理納付者の指定の協議</u>		<u>(7)～(9) 略</u>	3 略		2・3 略	
会計管理者 決裁事項	会計管理課長専決事項																																
1 略																																	
2 この規則に基づく次の事務																																	
(1)～(3) 略	(1)～(5) 略																																
	(6)～(8) 略																																
3 略																																	
2・3 略																																	
会計管理者 決裁事項	会計管理課長専決事項																																
1 略																																	
2 この規則に基づく次の事務																																	
(1)～(3) 略	(1)～(5) 略																																
	<u>(6) 指定代理納付者の指定の協議</u>																																
	<u>(7)～(9) 略</u>																																
3 略																																	
2・3 略																																	

附 則

この規則は、令和4年1月4日から施行する。

(会計局会計管理課)